

## 2 IT関係

### ア 情報通信ネットワークインフラの整備促進

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
線路敷設の円滑化 (国土交通省)	(b) 道路等の公的空間への敷設円滑化 ) 道路、河川、港湾等の公的空間における光ファイバーの収容空間ネットワークの整備・開放を推進するとともに、収容空間に関する情報提供の充実を図る。	順次実施				(国土交通省) 2004年度までに、道路、河川、港湾等の公共施設管理用光ファイバの整備や電線共同溝の整備等による無電柱化等にあわせて、約3万6千kmの収容空間等を整備。更に、収容空間等に関するデータベースを作成し、インターネットによる公表を実施した。	
(国土交通省)	) 複数の道路管理者に係る道路占用許可申請手続のワンストップ化の推進を図る。 【道路占用許可申請手続のワンストップ化推進の在り方について(平成13年12月26日)】 【直轄国道の事務所間をまたがる電子申請を複数の申請先に一括申請できるようなシステムを改良(平成15年3月31日)】	逐次実施				(国土交通省) 平成16年度には、地方公共団体に対して、「道路占用許可申請手続のワンストップ化に関する検討」(平成17年3月策定)を提示し、電子申請システム構築の際のワンストップ化の整備を要請したことにより、推進を図った。	
(国土交通省)	xi) 道路における埋設物件情報を整備するため、道路台帳の整備を促進するとともに、道路台帳の電子化を推進する。	逐次実施				(国土交通省) 平成16年度には、道路台帳電子化の方策が記載された「道路台帳管理データ製品仕様書」を策定した。	
(警察庁、総務省、国土交通省)	b ケーブルテレビ事業者について、電気通信事業者と同様、円滑な線路敷設が実現するよう関係省庁が連携し必要な措置を講ずる。 【電気通信役務利用放送法(平成13年法律第85号)、平成14年国土交通省道路局長通達国道利第58号等】 【平成14年国土交通省道路局長通達国道利第9号】	一部措置済 (1月法律施行、2月通達)	一部措置済 (6月通達)	逐次実施		(警察庁、総務省、国土交通省) 平成16年3月、「ケーブルテレビ事業者による線路敷設の円滑化に向けた道路占用の取扱いについて」(平成16年3月16日付け国土交通省道路局路政課道路利用調整室長通達国道利第29号)を发出し、ケーブルテレビ事業者の線路について、いわゆる義務占用に準じた道路占用手続や、工事調整の円滑化等を推進するよう、各道路管理者に対して指導等を行った。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(関係府省)	c インフラ整備を通じて競争を促進する観点から、光ファイバ網などの通信ネットワークの整備に際して必要となる工事や土地利用等に係る各種規制について、高コストの原因となっていないか、過剰規制となっていないか等について点検を行い、インフラ整備を抑制している規制があれば、これを緩和する等の措置を講ずる。			実際上の必要性が生じた場合に検討	(総務省) 電気通信事業法第128条等に基づく他人の土地等の使用に関する協議認可・裁定の運用基準として平成13年4月に「公益事業者の電柱・管路等のガイドライン」を策定し、実態を踏まえて平成16年4月1日に改正した。	

## イ 電気通信分野における新たな競争政策の樹立

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
事 項 名	措 置 内 容 等	実 施 予 定 時 期					
		13年度	14年度	15年度			
電気通信事業分野におけるエンフォースメントの強化（総務省）<競争ウ aの再掲>	b 電気通信事業分野において、引き続き、市場参加者のより一層の信頼を得るべく、市場環境の変化に即応した競争ルールの見直しを図るとともに、情報収集、監視、紛争処理、制裁措置といったエンフォースメントの強化に一体的な取組を図る。		逐次措置			<競争ウ aの再掲>	
電気通信事業分野における独占禁止法上及び電気通信事業法上の考え方の明確化（公正取引委員会、総務省）<競争ウ の再掲>	b また、上記指針について、平成14年中に見直しを行うとともに、その後も必要に応じて逐次見直しを行う。 【「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」改定（平成14年12月25日）】		一部措置済 （12月改定・公表）	必要に応じて逐次見直し		<競争ウ の再掲>	
移動体通信事業における再販事業者の参入を促進するためのガイドラインの策定（総務省）	a 移動体通信市場において、周波数の割当を受けずにサービス提供を行うMVNO（Mobile Virtual Network Operator）の参入を促進し、更なる競争の進展を通じた料金の低廉化、サービスの多様化を図るため、MVNOに係る制度運営の透明性・予見可能性を高めるガイドラインを策定・公表する。 【MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（平成14年6月11日）】		措置済 （6月策定・公表）				
	b また、引き続き、上記ガイドラインの見直しを行う。		逐次見直し			（総務省） 平成16年4月見直し、実施（第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の区分の廃止に伴い、所要の見直しを行い、公表。）	

## ウ 電子商取引ルールと新たな環境整備

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
対消費者電子商取引に係る独占禁止法上の考え方の明確化 (公正取引委員会) <競争工の再掲>	対消費者電子商取引に関して、消費者保護の観点から電子商取引上の表示に対する景品表示法上の対応や消費者に分かりやすい表示の在り方について、「消費者向け電子商取引への公正取引委員会の対応について- 広告表示問題を中心に-」を平成13年1月に公表したところであるが、平成13年中に電子商取引の実態を適宜把握し、必要に応じて見直しを行う。 【消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項(平成14年6月5日)】	検討	一部措置済 (6月公表)	必要に応じて逐次見直し	<競争工の再掲>		
商業帳簿等の電子化 (金融庁) <法務イの再掲>	b 信用金庫の商業帳簿等の電子化 平成13年改正商法における株式会社同様に、信用金庫及び信用金庫連合会についても、計算書類・定款等の電磁的方法での作成、電磁的記録での備え置きを認めることについて検討し、結論を得る。			検討・結論	<法務イの再掲>		
株主総会における議決権行使の電子化 (金融庁) <法務イの再掲>	b 信用金庫の議決権行使の電子化 平成13年改正商法における株式会社同様に、信用金庫及び信用金庫連合会の会員についても、電磁的方法での議決権の行使を認めることについて検討し、結論を得る。			検討・結論	<法務イの再掲>		
電子媒体による株式会社等の公告の実現 (法務省) <法務イの再掲>	a 電子媒体による株式会社の公告の実現 企業のコスト削減の観点、高度情報社会の進展等を総合的に勘案した上で、電子媒体による公告を会社の公告として認めることについて、結論を得た上で所要の措置を講ずる。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	一部措置済 (4月施行) 検討・結論	15年中に法案提出	<法務イの再掲>		

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(金融庁) <金融ア30の再掲>	b 電子媒体による銀行の公告の実現 商法同様、銀行にも電磁的方法による決算公告を許容するとともに、平成15年度中に商法改正法案の提出が予定されている「公告一般の電子化」の措置の際にも同様の手当てを行うことについて検討し、結論を得る。			検討・結論	<金融ア30の再掲>	
(金融庁、法務省) <金融ア23の再掲>	c 電子媒体による信託銀行の公告の実現 信託銀行が行う次の(a)～(c)の公告について、電磁的方法(インターネット)の利用を可能にするための検討を行い、結論を得る。 (a) 定型的信託契約に係る約款変更時の公告 (b) 貸付信託に係る信託契約締結時・信託約款の変更時の公告		検討開始	検討・結論	<金融ア23の再掲>	
電子契約、情報財契約のルール (経済産業省)	b プログラム取引における利用者保護措置を定める「特定電子取引の円滑化に関する法律案」(仮称)を国会に提出するなど、所要の制度整備を行う。 【電子商取引等に関する準則(平成14年3月29日)】 【「電子商取引等に関する準則」改訂(平成14年7月30日)】	一部措置済 (3月準則策定)	逐次検討		(経済産業省) 「電子商取引等に関する準則」を、平成15年6月13日、平成16年6月3日と、順次改訂し、措置を講じたところ。	
21電子商取引の促進のための既存制度の見直し (関係府省)	対面行為の義務付け、事業所・人員などの必置規制、書類保存義務など、電子商取引の成長を妨げる既存の法律や規制の改定について検討する。 【平成13年経済産業省令第20号等】	逐次検討			(内閣官房及び関係府省) IT政策パッケージ-2005(平成17年2月24日IT戦略本部決定)に基づき、規制総点検を行った。	
29ADRの整備 (経済産業省及び関係府省)	a 既存の相談機関の紛争処理能力向上及びADR(Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争処理)機関相互のネットワーク化を図り、消費者へのワンストップサービスの実現を目指すとともに、トラストマーク制度における市場メカニズムを利用したBtoC(対消費者)電子商取引のための新たなADRスキームの構築を行う。 【日米韓のトラストマーク制度実施機関による国際連携の合意(平成13年9月14日)】 【日韓星台のトラストマーク制度実施機関によるアジア	一部措置済 (9月合意)	一部措置済 (1月ATA創設)	措置  (6月消費者取引紛争	(経済産業省) 「司法制度改革推進計画」に基づいて設置された「ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議」において、「ADRの拡充・活性化のための関係機関等の連携強化に関するアクション・プラン」をとりまとめ、その趣旨に沿って、ADR関係機関相互の連携強化を推進するとともに、電子商取引推進協議会(ECOM)において、ネットショッピング紛争相談室を設置し、BtoC(対消費者)電子商取引のための新たなADRスキームの構築を行	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	・トラストマーク・アライアンス(ATA)の創設(平成15年1月) 【日本訪問販売協会により、拘束力のある業界ADRとして「消費者取引紛争処理機構」創設(平成14年6月6日)】		処理機構創設)		った。	
(司法制度改革推進本部及び関係府省) <法務ア aの再掲>	b 和解事項の確実な履行確保のための執行力の付与、紛争解決中の時効期間満了を避けるための時効中断(停止)効の付与、苦情紛争処理システムと裁判手続との連携強化等について、ADR(Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争処理)に関する基本法としての立法化も含めて必要な方策を検討し、所要の措置を講ずる。		検討	措置	<法務ア aの再掲>	
(司法制度改革推進本部及び関係府省) <法務ア の再掲>	c 利用者が苦情・紛争処理機関に関する必要な情報に的確にアクセスできるようにするための方策を検討し、各苦情・紛争処理機関に関する情報(組織、業務内容、過去の実績等)と苦情・紛争処理に関する諸手続等の情報を総合的にとりまとめ、データベース化した苦情・紛争処理に関する総合案内窓口(ポータルサイト等)について、これを各都道府県単位の整備するなどにより全国的な利用を可能とするよう、所要の支援策等を講ずる。		検討・措置		<法務ア の再掲>	
31通信と放送の融合に対応した制度整備 (総務省)	通信、放送を取り巻く環境の大きな変化への的確な対応を図る観点から、以下の措置を講ずる。					
	b いわゆる「限定性を有する放送」について、今後、新たなサービスの出現に応じて、メディア特性に応じた規制の在り方を検討する。 【「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」改訂(平成13年12月26日)】	逐次実施			(総務省) 通信衛星を利用した新たなサービス展開の円滑化に資するため、技術動向やニーズ等について注視しており、今後とも、必要に応じ、「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」(平成13年12月26日策定)を見直すこととしている。	
33放送のデジタル化の推進 (総務省)	放送のデジタル化の推進については、マスメディア集中排 除原則の緩和の検討を含めた環境整備を推進する。 【平成13年総務省告示第475号、第476号等】 【平成14年総務省告示第549号、第550号等】	逐次実施			(総務省) 地上テレビジョン放送については、平成15年12月に関東・中京・近畿の三大広域圏でデジタル放送が開始されたところであるが、「放送普及基本計画」及び「放送	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	【地上デジタルテレビジョン放送局の免許方針（平成14年9月27日）】				<p>用周波数使用計画」の一部変更等（平成15年総務省告示第557号、平成16年総務省告示第55号等）を行い、デジタル化に伴う環境整備を推進した。</p> <p>また、マスメディア集中排除原則については、平成15年6月に「放送法施行規則」等の一部改正を行いBSデジタル放送のマスメディア集中排除原則を緩和したほか、平成16年3月に地上放送等についてマスメディア集中排除原則の緩和を行うため、「放送局の開設の根本的基準」等の一部改正を行った。</p>	

## エ 社会・行政の情報化の推進

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
23 ETCの推進 (国土交通省)	一般利用者に対するサービスを平成14年度中に全国の主要な料金所に拡大、おおむね5年後を目途に都市高速道路においてETC(Electronic Toll Collection System:ノンストップ自動料金支払いシステム)に限定した利用を目指す。	逐次実施			<p>(国土交通省)</p> <p>ETCサービスの拡大については、平成14年度末時点で全国の主要な約900箇所の料金所に拡大し、整備目標を達成した。引き続きサービス拡大を続け、平成16年4月には、基本的に全ての料金所でサービスが受けられるようにした。</p> <p>さらに、平成16年度にはETCの24時間専用レーン化、330万台のETC車載器購入支援、ETC利用者に特化した多様な弾力的な料金施策の実施など、ETCの普及を促進。</p>	
26 ITS技術の国際標準化の推進 (警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省)	<p>ITS(Intelligent Transport Systems:高度道路交通システム)関連産業の国際競争力強化の観点も踏まえつつ、車両の走行を支援するシステムやDSRC(狭域通信)システム等をISO(国際標準化機構)及びITU(国際電気通信連合)に提案する等により各種ITS技術の国際標準化を目指す。</p> <p>(平成17年度末までの間)</p>	逐次実施			<p>(警察庁)</p> <p>ISOにおいて、緊急車両優先制御(PRESTO)について、平成16年10月にCD(委員会原案)として承認され、DIS(国際規格案)段階への移行に向けた作業を行っている。</p> <p>(総務省)</p> <p>ITUにおいて、DSRCのASL(Application Sub-Layer:5.8GHzDSRCシステム上で複数のアプリケーションを実行可能とするアプリケーション・サブレイヤ)を既存のDSRC関係勧告に追加すべく、その修正案について提案を行っていたところ、平成16年12月に開催されたITUの会合で国際勧告案として採択</p> <p>(経済産業省)</p> <p>平成15年度においては、ISOにおいて、平成15年6月に「交通メッセージコードを經由したTTIメッセージ:パート1(ISO14819-1)」「(TC204/WG10)及び「交通メッセージコードを經由したTTIメッセージ:パート2(ISO14819-2)」「(TC204/WG10)が、</p>	



規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
					<p>平成15年12月には「ナビメッセージセット(ISO15075)」(TC204/WG11)、平成16年2月には、「地理データファイル(ISO14825)」(TC204/WG11)が国際規格となった。</p> <p>また、平成15年10月に「交通メッセージコードを經由したTTIメッセージ:パート3(14819-3)」(TC204/WG10)がFDIS(最終国際規格案)として承認された。</p> <p>さらに、平成15年10月に「DSRC第7層(15628)」(TC204/WG15)がDIS(照会段階)承認されるとともに、広域通信における「プロトコル管理情報(15662)」(TC204/WG16)が投票なしで、国際規格として発行されることになった。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>ISO、ITU、WP29等において「緊急車両優先制御(PRESTO)」「狭域通信(DSRC)システムの無線通信方式」「FM多重方式による交通関連情報提供のための手順とメッセージ及び情報内容を示すコード」「ナビメッセージセット」「ナビゲーションなどで使用する地理データベースのデータ交換のための標準」「走行を支援するシステムに用いる狭域通信に関する仕様」「公共交通の情報通信プロファイル」「自動車の先進安全技術」等の標準化・基準の策定を推進。</p>	
29 ITに係る刑事基本法制の整備 (法務省) <法務ウ の再掲>	IT経済社会における刑事の基本法制について、高度情報通信ネットワーク社会の安全性及び信頼性の確保に資するため、法的基盤の整備を行う。					
	b 平成17年までに、各種ハイテク犯罪に対する罰則、情	必要に応じて法整備			<法務ウ の再掲>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	報通信ネットワークに関する捜査手続について、必要に応じた法整備を行う。					
32行政の情報化 (各府省)	a 行政情報化の総合的・計画的推進 行政の情報化については、「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)等を踏まえ、添付書類の簡素化を始めとする手続そのもの見直し、国民にとって安心かつ使いやすいシステムの整備などに積極的に取り組むとともに、国民等の要請にこたえ、電子政府の早期実現を目指す。	13年度以降逐次実施			(各府省) 平成16年6月14日、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議において、平成17年度末までの電子政府構築に係る具体的な政府の取組を定めた「電子政府構築計画」を改定し、電子政府の実現を目指して、本計画に取り組んでいる。	
(各府省)	(d) 国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、平成15年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする。その際、可能な限り、平成14年度までに個別手続のオンラインシステムを整備する。	一部措置済	措置		(各府省) 平成15年度までに、国の行政機関に対する約13,000件の申請・届出等の手続について、オンライン化が可能なほとんど全ての手続をオンラインで行えるようにしている。	
(財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	さらに、昨今の進歩著しい情報技術革新の潮流と今回のシングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、既存システムの相互接続にとどまらず、改めて輸出入・港湾に関する全ての手続の徹底した見直しを行い、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新しいシステム構築について検討する。		逐次検討		(財務省) 既存業務・システムに係る最適化計画については、平成17年6月までに、その見直し方針の策定を行い、平成17年度末までのできる限り早期に最適化計画の策定を行うこととしている。 また、平成17年2月に輸入手続インターフェースシステムを更改し、関連省庁システム・民間システム間の接続を可能にした。 (法務省) 既存の業務・システムに係る最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定することとしている。 (厚生労働省) 輸出入・港湾関連手続については、平成15年7月23日に実現したシングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、ワンストップサービスの一層の推進を図るため、関係府省と鋭意手続の見直しを進めているところであり、検討に当たっては、財務省が取りまとめを行い、	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
					<p>申請者の視点を重視する観点から、関係府省のほか、関係民間業界とも連携して検討を進めており、FAL条約締結の際の、FAL様式の採用とあわせて、夜間入港規制の廃止や入港前手続統一様式の導入等の簡素化措置を行うこととしている。</p> <p>また、最適化計画の策定については、平成17年6月までに最適化に係る見直し方針の策定を行った後、平成17年度末までのできる限り早期に最適化計画の策定を行うこととしている。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>規制改革・民間開放推進3か年計画に位置付けている既存業務・システムに係る最適化計画の策定に向け、平成17年6月までに最適化に係る見直し方針の策定を行った後、平成17年度末までのできる限り早期に最適化計画の策定を行うこととしている。</p>	
(各府省)	d 国庫金事務の電子化 国税、年金徴収・支払等国庫金事務について、電子化を推進する。	13年度以降逐次実施			(各府省) 国税、年金徴収・支払等国庫金事務については、電子化を推進している。	
(財務省)	(a) 国税の申告、申請・届出等手続について、平成15年度から、一部税目についてインターネット等による申告等を可能とする。			15年度以降逐次実施	(財務省) 国税の申告及び申請・届出等手続(申告手続については所得税、法人税及び消費税を対象)について、インターネット等による手続を可能とするシステム整備を行い、平成16年2月2日に名古屋国税局管内において運用を開始し、同年6月1日に全国に運用を拡大した。 また、酒税及び印紙税の申告手続については、平成17年4月11日から運用を開始する。	
(厚生労働省) <金融オ24bの再掲>	(c) 国民年金保険料の納付について、既に行われている口座振替に加え、ATMやパソコン、携帯電話を使った納付を可能とするよう、所要の措置を講ずる。			16年度当初に措置	<金融オ24bの再掲>	
(総務省、経済産業省、財務省)	e 情報システムに係る政府調達制度の見直し (a) 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについ			逐次実	(総務省、経済産業省、財務省及び関係府省) 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについ	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
及び関係府省)	て」(平成14年3月29日、4月22日改定 情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において申し合わせた事項への取組を推進するため、定期的なフォローアップを行う。			施	て」(平成14年3月29日情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承。平成16年3月30日改定)に定められた事項に関し、平成15年度における各府省の取組状況に関するフォローアップ調査を実施し、平成16年12月に公表した。	
(総務省)	f 地方公共団体における行政情報化の推進 (a) 地方公共団体を相互に接続する総合行政ネットワークについて、平成15年度までに構築する。また、速やかに霞が関WANとの接続を図る。	都道府県、政令指定都市等との構築	市町村との構築		(総務省) 平成16年3月末をもって全地方公共団体が総合行政ネットワークに参加完了。	
	(b) 国の行政機関の認証システムと整合性のある地方公共団体の組織認証システムについて、平成15年度までに構築する。	都道府県、政令指定都市等における構築	市町村における構築		(総務省) 平成17年3月末時点認証局設置率 都道府県 100% 市区町村 54% 引き続き地方公共団体に構築を要請	
39 学術報告書の電子化 (関係府省)	公的機関、国公立大学発行の論文・報告書、国からの直接委託等により民間企業等において研究開発したものの成果について、可能な限りインターネット等で電子データ等による公開を進める。	検討・逐次実施			(関係府省) 公的機関、国公立大学発行の論文・報告書、国からの直接委託等により民間企業等において研究開発したものの成果については、可能な限りインターネット等で電子データ等による公開を進めている。	
40 工業所有権に関する手数料納付の電子化 (経済産業省)	工業所有権に関する手数料納付について、手数料の決済に関するリスク負担等を踏まえつつ、電子化に必要な措置について検討を進める。 【行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)】 【行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成14年法律第152号)】	検討	一部措置済(2月法律施行)	システム開発(17年度中に運用開始)	(経済産業省) 工業所有権に関する手数料の電子化については、財務省の歳入金電子納付システムと連携して実現をする。そのための仕様書を平成15年度に作成し、WTOによる調達手続きを経て、モデル事業特許事務機械化庁費の一部として、システム開発を実施した。平成16年度においても引き続きシステム開発を実施した。	